

経費支出手続の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容		
吹田高等学校	<p>公印登録する角印（23,220円）の購入に当たり、備品購入費で支出すべきところ、消耗需用費で支出していた。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p><b>【支出科目（誤）】</b>                      (款) 教育費                      (項) 高等学校費                      (目) 学校管理費                      (節) 需用費                      (細節) 消耗需用費</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p><b>【支出科目（正）】</b>                      (款) 教育費                      (項) 高等学校費                      (目) 学校管理費                      (節) 備品購入費</p> </td> </tr> </table>	<p><b>【支出科目（誤）】</b>                      (款) 教育費                      (項) 高等学校費                      (目) 学校管理費                      (節) 需用費                      (細節) 消耗需用費</p>	<p><b>【支出科目（正）】</b>                      (款) 教育費                      (項) 高等学校費                      (目) 学校管理費                      (節) 備品購入費</p>	<p>今後は、歳出予算科目を十分理解し、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【大阪府財務規則の運用】</b>                      第73条関係                      1 規則第73条第2項の「知事が別に定める」細分類は、次のとおりとする。                      (1) 備品又は消耗品は、別添の物品例示表によるものとする。この場合、備品の品名の前に◎を附していない物品については、取得価格が10万円未満のものは消耗品とする。</p> <p>※物品例示表では公印類はすべて◎が附されている。</p> </div> <p><b>【会計事務の手引】</b>                      第4章 支出                      第9節 節の説明及び事務手続上の留意点                      18 備品購入費は、物品（財務規則第73条）のうち備品及び生物類（消耗品として区分されるものを除きます。）の購入に要する経費です。</p>	<p>備品及び消耗品の区分、歳出予算事務に関する留意点について、全事務職員に対し研修を行い、適正な取扱いの周知徹底及び再発防止を図った。（平成28年4月18日）                      今後は、大阪府財務規則等諸規定に基づき、適正な事務執行に努める。</p>
<p><b>【支出科目（誤）】</b>                      (款) 教育費                      (項) 高等学校費                      (目) 学校管理費                      (節) 需用費                      (細節) 消耗需用費</p>	<p><b>【支出科目（正）】</b>                      (款) 教育費                      (項) 高等学校費                      (目) 学校管理費                      (節) 備品購入費</p>				

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成27年11月2日から同年12月28日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																												
桃谷高等学校	<p>契約の当事者が、対価の支払の時期を書面により明らかにしないときは、対価の支払は、相手方が支払請求をした日から15日以内に行う必要があるが、支払遅延があった。</p> <table border="1" data-bbox="457 583 1555 1073"> <thead> <tr> <th>契約内容</th> <th>委託金額</th> <th>請求年月日</th> <th>支払年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定建築物環境衛生管理業務委託</td> <td>303,480円 (270,000円)</td> <td>平成27年2月18日</td> <td>平成27年3月12日</td> </tr> <tr> <td>校舎廊下等清掃作業</td> <td>864,021円 (242,395円)</td> <td>平成26年7月8日</td> <td>平成26年7月30日</td> </tr> <tr> <td>高低木剪定業務及び薬剤散布業務</td> <td>972,000円 (88,560円)</td> <td>平成26年10月7日</td> <td>平成26年11月17日</td> </tr> <tr> <td>プール清掃作業</td> <td>37,962円</td> <td>平成26年6月18日</td> <td>平成26年7月16日</td> </tr> <tr> <td>消防点検（総合・機器）</td> <td>388,800円 (274,536円)</td> <td>平成26年8月25日</td> <td>平成26年9月10日</td> </tr> <tr> <td>書類シュレッダー処理業務</td> <td>118,152円</td> <td>平成27年3月30日</td> <td>平成27年4月15日</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 委託金額欄の括弧書き金額は、複数の支払回数のうち、上記請求年月日に請求された金額</p>	契約内容	委託金額	請求年月日	支払年月日	特定建築物環境衛生管理業務委託	303,480円 (270,000円)	平成27年2月18日	平成27年3月12日	校舎廊下等清掃作業	864,021円 (242,395円)	平成26年7月8日	平成26年7月30日	高低木剪定業務及び薬剤散布業務	972,000円 (88,560円)	平成26年10月7日	平成26年11月17日	プール清掃作業	37,962円	平成26年6月18日	平成26年7月16日	消防点検（総合・機器）	388,800円 (274,536円)	平成26年8月25日	平成26年9月10日	書類シュレッダー処理業務	118,152円	平成27年3月30日	平成27年4月15日	<p>財務会計事務のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>【政府契約の支払遅延防止等に関する法律】</b> (定をしなかった場合)</p> <p>第10条 政府契約の当事者が第4条ただし書の規定により、同条第1号から第3号までに掲げる事項を書面により明らかにしないときは、同条第1号の時期は、相手方が給付を終了し国がその旨の通知を受けた日から10日以内の日、同条第2号の時期は、相手方が支払請求をした日から15日以内の日と定めたものとみなし、同条第3号中国が支払時期までに対価を支払わない場合の遅延利息の額は、第8条の計算の例に準じ同条第1項の財務大臣の決定する率をもって計算した金額と定めたものとみなす。</p> </div>	<p>事務部長より、監査結果内容を伝達し、支払事務をはじめ会計事務について、法令や大阪府財務規則等に基づき適正な事務処理を行うよう、全事務職員に対して会計事務研修を実施した。（平成28年2月8日及び同月9日）</p> <p>本校は、通信制と定時制の併置校であり、職員の勤務が、休日を含む変則体制であることから、決裁、施行、審査に時間を要するので、各課程で支払事務の進捗管理を行うとともに、職場の会計研修を実施し、正確で効率的な会計事務の徹底を図る。</p>
契約内容	委託金額	請求年月日	支払年月日																												
特定建築物環境衛生管理業務委託	303,480円 (270,000円)	平成27年2月18日	平成27年3月12日																												
校舎廊下等清掃作業	864,021円 (242,395円)	平成26年7月8日	平成26年7月30日																												
高低木剪定業務及び薬剤散布業務	972,000円 (88,560円)	平成26年10月7日	平成26年11月17日																												
プール清掃作業	37,962円	平成26年6月18日	平成26年7月16日																												
消防点検（総合・機器）	388,800円 (274,536円)	平成26年8月25日	平成26年9月10日																												
書類シュレッダー処理業務	118,152円	平成27年3月30日	平成27年4月15日																												

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成27年11月2日から同年12月28日まで）